

(4) 疑問擬答等

取扱注意

決 裁 書

大臣 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管	保存期間
	アジア局長 審議官 参事官 中国課長 首席事務官 総務班長	1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年)
	7/11 7/12 3	起案 昭和 年 月 日
		決裁 昭和 年 月 日
		起案者 電話番号
		小原 26

協議先

企画課長 7/11

法規課長 7/11 7/12
条約課長
法務課長
条約課長

政策課長 7/11 7/12
有償資金協力課長
国際機構課長
国際機構課長

(7/12 栗山外務少将 指示。外。に送付。分。呈。報告。を。加。え。再。決。裁。)

下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)

件名 アムステルダム・サミット政治問題(中国に国印宣言)

提問 提答

総論（全般的評価）

（問、今次サミットの中国に関する宣言についての政府の見解如何。）

答一、我が国としては、今次サミットの機会に次の二つのメッセージを中国に正しく伝えることが必要との立場を表明した。第一は、中国の学生運動に対する弾圧、就中武器を持たない学生、一般市民に対する武力の行使は、西側先進民主主義諸国が奉ずる基本的価値観に照らして容認し得るものではなく、それ故に、中国との関係を制約せざるを得ないということである。第二は、しかしながら、我々は、中国を孤立に追いやることを欲しておらず、中国が、単に言葉の上だけではなく、実際の行動により国際世論に耳を傾け、従来の「改革・開放」政策へのコミットメントが変わらない姿勢を示すのであれば、我々はこれに対する支援と協力を再開する用意があるということである。

二、今次サミットの中国に関する宣言は、これら二つのメッセージをおおむね反映したものであり、我が国の立場が十分反映されているものと評価する。

三、中国政府が、この宣言において表明されたサミット諸国の声に耳を傾け、「改革・開放」政策へのコミットメントを行動で示すなど適切な対応をすることが強く望まれる。

二、各論

(一) 第二パラグラフについて

(問、第二パラグラフは、サミット諸国として対中制裁について合意したことを意味するのか。)

答、第二パラの前段は、そこに明記されている通り、サミット諸国がそれぞれの立場から、中国における民主化要求運動の抑圧に対する厳しい非難の意を具体的行動によって表明すべく個別に（或いはE C加盟国として共同で）とった措置の中から共通した典型的なものを示したものであり、従って、所謂「制裁」というような性格のものではなく、また、サミット諸国がこれらの措置につきサミット場で新たに合意したということでもない。

(二) 「閣僚その他のハイレベルでの接触の停止」について

(問一、日本政府はいつ如何なる判断で本件措置をとったのか。)

答一、六月四日の天安門前広場における武力鎮圧以来、中国との間では閣僚その他のこれに準ずるハイレベルでの接触は停止され、今日に至っている。

二、中国当局の民主化要求運動に対する武力鎮圧は、人道上的見地から容認し得るものではなく、かかる我が国の立場を中国側に明確に伝えるためにも、このような対応を採ることが適当と考えている次第。

(注：この部分秘) 例えば、七月十日訪中予定であつた経企庁次官の訪中をとりやめたケースがある。

(問二、本件措置を対外的に公表した時期如何。)

答、日本政府は、中国に対する措置として対外的に発表してはいないが、六月四日以降前述の認識に立つた対応を行つてきている。

(問三、本件措置はいつまで続けるのか。)

答、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していききたい。

(問四、サミット諸国の間で接触を停止するレベル、解除の時期等につき何らかの合意があるのか。)

答、具体的な合意があるわけではない。各国それぞれがサミット政治宣言の趣旨に従つて実質的に判断していくことになるう。

(問五、「その他のハイレベルでの接触」とは具体的にどのレベルまでを言うのか。)

答、具体的には個別のケースにより各国が判断することであるが、我が国としては一応閣僚の他、

次官級の接触を指すものと考えている。

(問六、大使はこれに含まれるのか。)

答、両国の大使が相手国政府の高官と接触する等通常的外交上の接触まで排除するものではない。

(問七、カンボディア問題に関する国際会議の際、例えば外相間で協議等の接触を行うことは、この宣言の趣旨に反するのではないか。)

答、この措置は、如何なる場合においても、サミット諸国が中国と全く接触しないことを意味するものではない。本件国際会議の趣旨に鑑みれば、カンボディア問題の解決に重要な役割を果たすことが期待されている中国と関係各国が、必要に応じ、外相レベルで協議、意見交換を行うことも可能性としてはあり得ると考えており、そのことがこの宣言の本旨に反するものではないと考える。

(その際には、カンボディア問題以外については、話し合わないということか。)

外相間の協議ということになれば、当然カンボディア問題がその対象である。

(米・英・仏はどうするのか。)

各国がそれぞれ判断すべきことである。

(国連での外相会談はどうか。)

今後の対応については、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していきたい。

(三) 世銀による新規融資の検討の延期について

(問一、本件は今次サミットにおいて新たに合意された対中制裁措置か。)

答、世銀において技術的観点から既にとられた措置を、サミット場で、改めて確認したものであり、サミット諸国が新たに合意し、世銀に対して押しつけて実施するといったものではない。

(問二、日本政府は、世銀において本件措置をとることに合意したのか。合意したとすれば、如何なる判断に基づくのか。)

答、我が国は、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないという技術的な理由から、本件理事会審議の延期を行うことにつき同意した経緯がある。

(参考：この部分秘)

6月4日の武力鎮圧以降、6月中に世銀理事会に提出予定であった7件の案件(計7億ドル)

の提出が見合わされ、当面延期された。

（問三、第三次円借款については、どのようにとり進める所存か。）

答、第三次円借款については、中国情勢の推移等を見つつ、引続き慎重に検討していく所存。

一、総論（全般的評価）

（問、今次サミットの中国に関する宣言についての政府の見解如何。）

答一、我が国としては、今次サミットの機会に次の二つのメッセージを中国に正しく伝えることが必要との立場を表明した。第一は、中国の学生運動に対する弾圧、就中武器を持たない学生、一般市民に対する武力の行使は、西側先進民主主義諸国が奉ずる基本的価値観に照らして容認し得るものではなく、それ故に、中国との関係を制約せざるを得ないということである。第二は、しかしながら、我々は、中国を孤立に追いやることを欲しておらず、中国が、単に言葉の上だけではなく、実際の行動により国際世論に耳を傾け、従来の「改革・開放」政策へのコミットメントが変わらない姿勢を示すのであれば、我々はこれに対する支援と協力を再開する用意があるということである。

二、右の我が国の立場は、他のサミット諸国によつても基本的に共有されたものであり、今回発出された中国に関する宣言は、こうした我が国を含むサミット諸国の考えを適切に表したものと評価。

三、中国政府が、この宣言において表明されたサミット諸国の声に耳を傾け、「改革・開放」政策へのコミットメントを行動で示すなど適切な対応をすることが強く望まれる。

二、各論

(一) 第二パラグラフについて

(問、第二パラグラフは、サミット諸国として対中制裁について合意したことを意味するのか。)

答、第二パラグラフの前段は、そこに明記されている通り、サミット諸国がそれぞれの立場から、中国における民主化要求運動の抑圧に対する厳しい非難の意を具体的行動によって表明すべく個別に（或いはEC加盟国として共同で）とった措置の中から共通した典型的なものを示したものであり、従って、所謂「制裁」というような性格のものではなく、また、サミット諸国がこれらの措置につきサミットの場合で新たに合意したということでもない。

(二) 「閣僚その他のハイレベルでの接触の停止」について

(問一、日本政府はいつ如何なる判断で本件措置をとったのか。)

答一、六月四日の天安門前広場における武力鎮圧以来、中国との間では閣僚その他のこれに準ずるハイレベルでの接触は停止され、今日に至っている。

二、中国当局の民主化要求運動に対する武力鎮圧は、人道上の見地から容認し得るものではなく、かかる我が国の立場を中国側に明確に伝えるためにも、このような対応を採ることが適当と考えている次第。

(注：この部分秘) 例えば、七月十日訪中予定であった経企庁次官の訪中をとりやめたケースがある。

(問二、本件措置を対外的に公表した時期如何。)

答、日本政府は、中国に対する措置として対外的に発表してはいないが、六月四日以降前述の認識に立った対応を行ってきた。

(問三、本件措置はいつまで続けるのか。)

答、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していききたい。

(問四、サミット諸国の間で接触を停止するレベル、解除の時期等につき何らかの合意があるのか。)

答、具体的な合意があるわけではない。各国それぞれがサミット政治宣言の趣旨に従って実質的に判断していくことになる。

(問五、「その他のハイレベルでの接触」とは具体的にどのレベルまでを言うのか。)

答、具体的には個別のケースにより各国が判断することであるが、我が国としては一応閣僚の他、

次官級の接触を指すものと考えている。

(問六、大使はこれに含まれるのか。)

答、両国の大使が相手国政府の高官と接触する等通常の外交上の接触まで排除するものではない。

(問七、カンボディア問題に関する国際会議の際、例えば外相間で協議等の接触を行うことは、この宣言の趣旨に反するのではないか。)

答、この措置は、如何なる場合においても、サミット諸国が中国と全く接触しないことを意味するものではない。本件国際会議の趣旨に鑑みれば、カンボディア問題の解決に重要な役割を果たすことが期待されている中国と関係各国が、必要に応じ、外相レベルで協議、意見交換を行うことも可能性としてはあり得ると考えており、そのことがこの宣言の本旨に反するものではないと考える。

(その際には、カンボディア問題以外については、話し合わないということか。)

外相間の協議ということになれば、当然カンボディア問題がその対象である。

(米・英・仏はどうするのか。)

各国がそれぞれ判断すべきことである。

(国連での外相会談はどうか。)

今後の対応については、中国情勢の推移を見守りつつ、諸般の事情を勘案して判断していきたい。

(三) 世銀による新規融資の検討の延期について

(問一、本件は今次サミットにおいて新たに合意された対中制裁措置か。)

答、世銀において経済的観点から既にとられた措置を、サミット場で、改めて確認したものであり、サミット諸国が新たに合意し、世銀に対して押しつけて実施するといったものではない。

(問二、日本政府は、世銀において本件措置をとることに合意したのか。合意したとすれば、如何なる判断に基づくのか。)

答、我が国は、中国国内の情勢が調達も含めプロジェクトを実施するような情勢に未だないという技術的な理由から、本件理事会審議の延期を行うことにつき同意した経緯がある。

(参考：この部分秘)

6月4日の武力鎮圧以降、6月中に世銀理事会に提出予定であった7件の案件(計7億ドル)

の提出が見合わされ、当面延期された。

(問三、第三次円借款については、どのようにとり進める所存か。)

答、第三次円借款については、中国情勢の推移等を見つつ、引続き慎重に検討していく所存。